

設楽町選挙投票区・投票所見直し(案)のパブリックコメントの募集について

設楽町選挙管理委員会では、人口減少や投票所のバリアフリーなどの課題、地区によって災害時の避難所としての機能との両立を要する投票所施設の問題、選挙事務に当たることのできる職員数の減少、期日前投票制度の定着等を考慮し、設楽町選挙投票区・投票所の執行体制につきまして、再編の協議を実施しております。

つきましては、検討を重ねてきました見直し(案)について、広く町民の皆さまのご意見を伺うため、パブリックコメントを実施させていただきます。皆さまのご意見をお待ちしております。

意見の募集期間

令和3年1月15日(金)から令和3年2月12日(金)まで

意見の提出方法

パブリックコメント意見書を設楽町の公式ホームページよりダウンロード、または閲覧場所に備え付けのものにご意見を記入いただき、設楽町選挙管理委員会事務局(総務課)へ電子メール、郵送、ファックス等で提出してください。

- ・ 口頭による意見の受付や個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

閲覧場所

- ・ 設楽町公式ホームページ
- ・ 設楽町選挙管理委員会事務局(設楽町本庁総務課の窓口)
- ・ 津具総合支所管理課

意見に関する考え方の公表

提出いただいた意見については、町の考え方を付して町の公式ホームページで公表します。

また、提出いただいた意見については、設楽町個人情報保護条例の規定により適正な管理をします。